

かながわ女性センター2014(平成26)年度事業

I 女性の活躍と参画の促進

1 様々な分野での活躍の支援

(1) 男女共同参画社会推進情報収集事業

女性の能力発揮（エンパワーメント）に向けた取組みの一環として、様々な分野で積極的に活動している女性人材等の情報、団体・グループ情報の提供や当センターのイベント・講座案内などをホームページにより情報提供を行う。

・「かながわの女性応援サイト」の運営

女性起業家や企業の管理職など活躍する女性の紹介や女子学生の理工系分野への選択支援情報、チャレンジしたい女性を応援するための事業、関連情報を提供している神奈川県内の機関等をホームページに掲載する。

・女性人材情報等サイトの運営

審議会委員候補者や生涯学習指導者等の人材情報を提供するサイトの運営。ホームページに本県や国などの人材データベース等を掲載する。

・男女共同参画関係団体・グループ情報システム（MsNet：ミズネット）

NPO等のネットワークづくり支援のため、団体・グループ情報の提供を行う。

・ホームページによる情報発信

施設案内、イベント・講座案内、刊行物等の情報提供や、海外女性時事情報の提供を行う。

・メールマガジン「えのしま通信」の発行

メールマガジンを随時発行し、登録者が必要とする情報を迅速に配信する。

2 政策・方針決定過程への女性の参画等の促進

(1) 女性管理職育成セミナー

会社に必要な人材とは何かを考え、管理職の役割や心構え、マネジメントスキルなどを学び、個人の資質向上を支援する。

(2) 社会参画セミナー「江の島塾」

政策の立案・方針決定の場への女性の参画を促進し、女性の政策立案能力の向上を図るため、社会の抱える課題などを考え、政策を企画・立案・発信していく手法を学ぶ。

(3) 社会参画状況調査

当センターで実施した、社会参画セミナー「江の島塾」の修了者を対象に、事業の効果及び受講者の社会参画状況を把握し、今後の事業企画に役立てる。

3 意識啓発

(1) メディアリテラシー講座（中高生向け）

女性の人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を主体的に読み解き、評価する能力の向上を図る。

- (2) 男女共同参画研修講座（教員向け）
小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の総括教諭、教諭を対象に、男女共同参画を推進するため、男女平等教育への理解を深める講座を実施し、学校教育への活用を図る。
- (3) 男女共同参画施策推進者研修
市町村の男女共同参画施策・事業の推進を担う行政職員等に対して、男女共同参画についての施策能力の向上等を図るための講座を実施する。
- (4) 高校生向け自分らしさ発見プログラム
男女共同参画の取組の現状と動向を学び、男女共同参画を基礎においた価値観、職業観の形成を図る講座を実施する。
- (5) 教職員・市町村職員向け研修プログラム
教職員・市町村職員等が、男女共同参画等についての理解を深めるための講座を実施する。
- (6) 男女共同参画推進市町村連携事業
地域における男女共同参画社会の実現に向けて、地域の実情に応じた事業を市町村と連携して実施し、男女共同参画の推進を図る。
- (7) 社会参画活動推進事業
男女共同参画社会を実現するうえで必要な社会参画活動に関する企画を、NPO等から募集・事業委託し、NPO等と行政との協働により実施する。
- (8) 市民活動団体自主企画事業（共催事業）
様々な分野で先進的かつ柔軟な活動をしているNPO等の主体性を尊重しながら、NPO等が主催する男女共同参画社会の実現に寄与する事業について、共催することによりその活動を支援する。
- (9) 男女共同参画フォーラム
男女共同参画の今日的課題解決の手がかりとなる課題について、男女共同参画社会の実現を推進するため、講演会等を実施する。
- (10) かながわ女性センターあゆみと功績事業
センター設置からこれまでの 32 年間にわたり、センターとかかわりの深かった 32 人により、インタビュー、座談会等を実施し、各氏からの意見を取りまとめた提言集を作成する。
- (11) 男女共同参画社会推進調査研究事業
 - ・「DVに悩む男性からの相談窓口」に関する調査研究
平成 26 年度から実施される「かながわDV防止・被害者支援プラン」では、男性からの相談など、相談内容が多様化してきていることを受け、従来の「男性被害者

相談」とともに、「DVに悩む男性のための相談窓口」の設置を主要施策として打ち出しており、平成26年度は、加害者も含めた男性からの相談窓口のモデル事業を実施する予定である。

そこで、DVに悩む男性のための相談にどのように対応すべきか、また対応に当たってどのような点が課題となるのかを整理することとし、平成27年度以降の「DVに悩む男性のための相談窓口」の設置等、今後の施策を実施する際の参考資料とする。

(12) 図書館の運営事業

男女共同参画に関する学習・調査・研究活動に必要な専門的な図書や資料を収集・整理し、県民、研究者等の利用に供するとともに、図書館情報システムを運用し、県内公共図書館等との連携を図って図書館サービスを行う。

- ・貸出サービスの実施
- ・レファレンスサービスの実施
- ・女性を取り巻く課題等に関するビデオテープ、DVD等の利用サービスの実施
- ・インターネットを利用した蔵書検索サービスの提供
- ・ホームページによる図書館情報の提供（図書館利用案内、新着図書、テーマ別図書情報等）
- ・セミナー事業などの各種館内事業と連携した関連図書資料リストの作成とその展示
- ・当館所蔵図書を中心とした資料展示

(13) NPO法人かながわ女性会議への支援事業

県内全域を対象エリアとし、女性問題の解決に向けて自主的に活動を行っている女性団体等の連合組織体である「NPO法人かながわ女性会議」に対し、事業費等の補助を行う。

(14) かながわ女性センターだより「Wave」発行事業

男女共同参画についての情報とかながわ女性センターの事業等を掲載した「Wave」を作成し、ホームページで発信する。

Ⅱ 女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の促進

1 女性の就業支援

(1) 女性キャリアデザインセミナー

女性のキャリア形成や就業の継続への意識向上を図るため、若い世代の女性を対象として、明確なキャリア・ライフデザインの形成を図る。

(2) 女性チームリーダーセミナー

企業の方針決定の場で活躍できる人材を養成するため、チームリーダーをめざす女性を対象として、マネジメント能力等の向上を図る。

2 男女平等な就業環境の整備への支援

- ・男女共同参画推進条例に基づく届出に関する集計・分析事務

男女共同参画推進条例により、事業所においても男女共同参画がより一層進むよう、従業員数 300 人以上の事業所ごとに進捗状況を届け出られたものを集計、分析する。

Ⅲ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

1 男性にとっての男女共同参画の促進

- ・男性学講座

女性センターの新たなステージに向けたキックオフ事業として、男性にとっての男女共同参画を促進するため、講演会等を実施する。

2 意識啓発

- ・男女共同参画実践者セミナー 「湘南・江の島みらいセミナー」

男女共同参画社会に関する様々な知識について学び、男女共同参画社会の実現に寄与する人材、地域や社会、職場や家庭でその活躍の場を広げていく実践者としての人材の育成を進める。

Ⅳ 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

1 配偶者等からの暴力被害者への支援

(1) 相談事業

女性が抱える様々な問題の解決を図るため、職員が対応する「一般相談」と弁護士等の専門家が対応する「専門相談」との連携による女性総合相談を実施する。

- ・一般相談は、「こころとからだの健康相談」、「悩み一般相談」、「女性への暴力相談」、「セクシュアルハラスメント相談」を実施する。
- ・専門相談は、弁護士による「法律相談」、家事専門相談員による「夫婦・家族のトラブル相談」、精神科医による「精神保健相談」及び心理カウンセラーによる「メンタルケア」があり、これらの相談に総合的に対応することにより、女性の自立を支援する。
- ・「DV自助グループ立ち上げ支援」として、グループカウンセリングをとおしてDV被害者のダメージの軽減・回復を図るとともに、将来的に自主的な自助グループ活動を行うことができるように支援する。

(2) 女性問題研修事業

かながわ女性センターの相談員等の資質向上を図るため、研修を実施する。

(3) 相談支援事業

配偶者等からの暴力や経済的な理由などから住居を失った女性等の自立を支援する。

(4) 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年4月制定）に基づく「配偶者暴力相談支援センター」として、DV被害者に対する相談や情報提供、医学的または心理学的な援助、保護命令に関する裁判所から求められた書面の作成等により、DV被害者の自立を支援する。

(5) 女性への暴力相談等関係機関連絡会の開催

女性への暴力問題に取り組んでいる県内の関係機関が連携して、被害者の相談、心のケアへの支援を目的に連絡会を開催する。

2 異性に対する暴力の防止の啓発

(1) DV気づき講座

身近に起こりうるDVについて、わかりやすく説明し、DVの予防について普及啓発をするセミナーを実施する。

(2) デートDV防止啓発講座

デートDV防止のための啓発活動として、NPO等や大学との連携を図り、デートDV防止啓発講座を実施する。

(3) DV防止啓発冊子の発行

- ・「ドメスティック・バイオレンスに悩む女性たちへ」を作成するとともに、外国籍県民向けリーフレット「夫からの暴力に悩むあなたへ」を8言語（英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、タイ語、タガログ語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語）により作成し、それぞれ県内市町村、警察署等に配布する。
- ・高校生を対象としたデートDV（交際相手からの暴力）予防啓発冊子「超カンタン デートDVの基礎知識」を作成し、県内高等学校等に配布する。